

平成23年度特別支援学校における医療的ケア運営協議会 第2回協議の要旨(報告)

実施日 平成24年1月30日(月)

特別支援教育課

1 第1回運営協議会の継続課題について

(1) 教員による胃ろうからの半固形物の手押しによる注入について

- 事務局が第1回の協議内容をふまえ、「教員による実施上の留意事項案」を提示し、これらを基に協議する。
- ・現在の手押しによる半固形物の注入がこれだけ普及している状況を考えると、胃ろうからの注入の一手技として認めていく方向は、基本的には、事務局案で良いと思える。
- ・研修の実施に関わって、事務局案の従来ステップ1・2研修を修了した者は、新制度下の基本研修を免除するとあるが、医学の進歩は年々進んでおり、5年前の研修内容とは違ってきている。したがって、胃ろうからの半固形物の注入を扱った23年度の研修受講者とそれ以前の研修とは分けて考えた方がよい。
- ・半固形物への再調理について、もう少し詳細に触れられないか。
- ・再調理について等、あまり限定的な留意事項はかえって活動しにくくなる。各学校が関係者と十分に協議することも必要なのではないか。
- ・事務局は、研修の実施対象等の協議内容をふまえ、今回の留意事項案を基にして、新年度に通知を出す。

(2) 人工呼吸器を使用している児童生徒への対応について

- 事務局が第1回の協議内容をふまえ、「人工呼吸器を使用している児童生徒への対応についての留意事項案」を提示し、これらを基に協議する。
- ・人工呼吸器の設定等は、医師の指示に基づいて実施される。これは看護師一人で判断して日常的に実施できるものではない。しかし、日常的な医療的ケアを実施することを禁ずるものでもない。
- ・看護師による人工呼吸器の管理とは別に、保護者の付き添い負担の軽減の方策を考えると、訪問看護師の活用は保護者にとってはとてもありがたい。
- ・訪問看護師の活用となると保護者の金銭的負担が生じる。週に一度の活用等、限定した方が良いのではないか。
- ・あまり詳細に明記すると、活用しなくてはならないと理解されてしまう恐れがある。診療報酬の制度もこの数年で変化する見通しなので、現時点では、事務局案の「入り込みも可とする。」
「実施にあたっては十分に協議する」という表現で良いのではないか。
- ・人工呼吸器を使用しており、保護者の方が日々付き添っているケースに限ることを明記して欲しい。
- ・事務局は、協議内容をふまえ、今回の留意事項案を基にして、新年度に通知を出す。

(3) 「介護職員等によるたんの吸引等の実施に関する社会福祉士及び介護福祉法の改正」に伴う
来年度の医療的ケア研修等の方向性について

- ・従来から行ってきたことと基本的には変わるものではない。それらの行為が法律上位置づけられたと考えると分かりやすいのではないか。
- ・教員が実施できる医療的ケアの内容を、従来の長野県で認めてきた範囲の行為から始めることとしてあるが、新制度下での医療的ケアを安心安全にスタートさせるにはこれでよいと思う。しかし、今後は、新制度でも認められている行為、特に「鼻腔からの吸引」等については、来年度の運営協議会でその都度審議し、制度や現状にあった範囲にしていく必要がある。
- ・経過措置の研修免除は、平成23年度の研修内容とそれ以前の研修内容が違うので、平成22年度以前に受講した者は、もう一度基本研修から受講するのがよい。
学校看護師の負担増や多忙さに対するなんらかの配慮を検討して欲しい。

2 ヒヤリハット報告について

- ・昨年度よりは、減ってきているが、具体的対応として「気をつける」「確認する」という趣旨のものは対策とはならない。もっと具体的、システム的な対応が必要である。
- ・同一の児童生徒で何度も気管カニューレが抜けてしまう事例があるが、抜けないように対策していくことも重要であるが、抜けてしまったらどうするかを関係者でしっかりと協議し、速やかに対応していくことも重要である。

3 その他

- ・看護師がより多く学校に配置されることを希望する。
- ・日々医療は進歩しており、医療的ケアの研修もさらに充実した内容にしていくことが求められている。
- ・今回の法改正は、医療的ケアは看護師のみでなく、関わる職員も実施していかななくては、ますます増加していくであろう対象者に対応できないであろうから、制度上に位置づいたのだと思う。研修を充実させ、勇気をもって教員による実施を進めて欲しい。